

知多都市計画地区計画の決定（常滑市決定）

都市計画奥栄町地区計画を次のように決定する。

名 称	奥栄町地区計画	
位 置	常滑市奥栄町一丁目の一部	
面 積	約 6.2 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、(都)3・5・261 常西線の東側に隣接した交通の利便に優れた地区であり、来訪者の交流の場である観光交流拠点の充実を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	観光交流として伝統や文化にふれることができる観光機能や商業機能が集積された地区の形成を図りつつ、周辺の住環境に配慮した土地利用の形成を図る。
	建築物等の整備の方針	本地区の土地利用の方針に従い、観光交流拠点としてふさわしい建築物の誘導及び良好な住環境の保全を図るため、建築物等の用途の制限について定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	次に掲げる建築物は建築してはならない 1 キャバレーその他これに類するもの 2 ナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 7 の 3 に定めるもの 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 5 号に該当するものを除く。） 4 床面積の合計が 15 平方メートルを超える畜舎（ペットショップ、動物病院その他これらに類するもの及び研究開発施設に付属するものを除く。） 5 葬儀場 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条に規定する一般廃棄物処理業、同法第 14 条に規定する産業廃棄物処理業又は同法第 14 条の 4 に規定する特別管理産業廃棄物処理業の用に供する建築物 7 動物処理場等に関する条例（昭和 24 年愛知県条例第 3 号）第 1 条に規定する動物処理場

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

建築物の規制・誘導を図り、来訪者の交流の場である観光交流拠点の充実を図るため、地区計画を決定するものである。